



社会福祉法人 静岡市しみず社会福祉事業団



目次

I	事業団設立の経緯	1
II	事業の沿革	2
III	定款・制度等	
1	定款	4
2	制度・運営等	5
IV	組織の概要	
1	機構図	6
2	職員構成及び平均年齢	7
3	正規職員勤務年数	8
4	職位構成	9
5	有資格者数	10
V	事業概要及び役割	
1	事業概要	11
2	事業団としての役割	19
VI	課題と今後の方針	22

I 事業団設立の経緯

年 月	経 緯
昭和56年6月	清水市において「障害者福祉都市」宣言 重点事業として在宅障害者の自立更生、社会参加の促進を図 るため複合福祉施設の整備に着手
昭和57年2月	事業団設立発起人会の発足(於:清水市役所)
昭和57年3月	厚生省(現厚生労働省)より事業団設立の認可 設立登記(法人事務所 清水市駒越西2丁目10番10号)
昭和57年4月	複合福祉施設(身体障害者福祉センター・身体障害者通所授産 所・母子療育訓練センター)の完成 事業開始 運営主体(受託者:清水市社会福祉事業団) 母子寮の運営も同時に受託

Ⅱ 事業の沿革(1)

年 月	内 容
昭和57年4月	事業開始(事業団受託経営) <ul style="list-style-type: none">・身体障害者福祉センター(B型)・身体障害者通所授産所[定員20名]・母子療育訓練センター・母子寮[定員10世帯]
昭和58年4月	精神薄弱者通所授産所[定員30名]の受託経営
昭和60年4月	浜田小ことばの教室事業移管(母子療育訓練センターに所管替)
昭和61年4月	高齢者介護ホーム[定員5名]受託経営
平成3年4月	精神薄弱者通所更生施設うなばら学園[定員50名]の受託経営 施設名称変更 <ul style="list-style-type: none">・みなとふれあいセンター(身体障害者福祉センターB型)・ひびきワーク(身体障害者通所授産施設)・うみのこセンター(母子療育訓練センター)・うしおワーク(精神薄弱者通所授産施設)
平成8年3月	ふじみホーム(母子寮)廃止
平成8年4月	重度障害者生活訓練ホームなぎさホーム[定員20名]の受託経営 母子短期保護所[定員3世帯]の受託経営

Ⅱ 事業の沿革(2)

年 月	内 容
平成11年3月	高齢者介護ホーム廃止
平成15年4月	新静岡市の誕生により、 「静岡市しみず社会福祉事業団」に名称変更
平成18年4月	指定管理者制度による指定管理事業者としての指定(2年間)を受ける
平成20年4月	2期目の指定管理事業者としての指定(5年間)を受ける
平成21年3月	うみのこセンターことばの教室事業廃止 母子短期保護所事業廃止
平成24年4月	障害者自立支援法に基づく新体系完全移行 ・生活介護事業所「静岡市清水ひびきワーク」 ・生活介護事業所「静岡市清水うなばら学園」 ・生活介護事業所「静岡市清水なぎさホーム」 ・多機能型事業所「静岡市清水うしおワーク」
平成24年11月	障害者相談支援センターわだつみ事業開始
平成25年4月	3期目の指定管理事業者としての指定(3年間)を受ける

Ⅲ 定款・制度等

1 定款(抜粋)

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 身体障害者福祉センターの経営
- (ハ) 特定相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児相談支援事業の経営

(経営の原則)

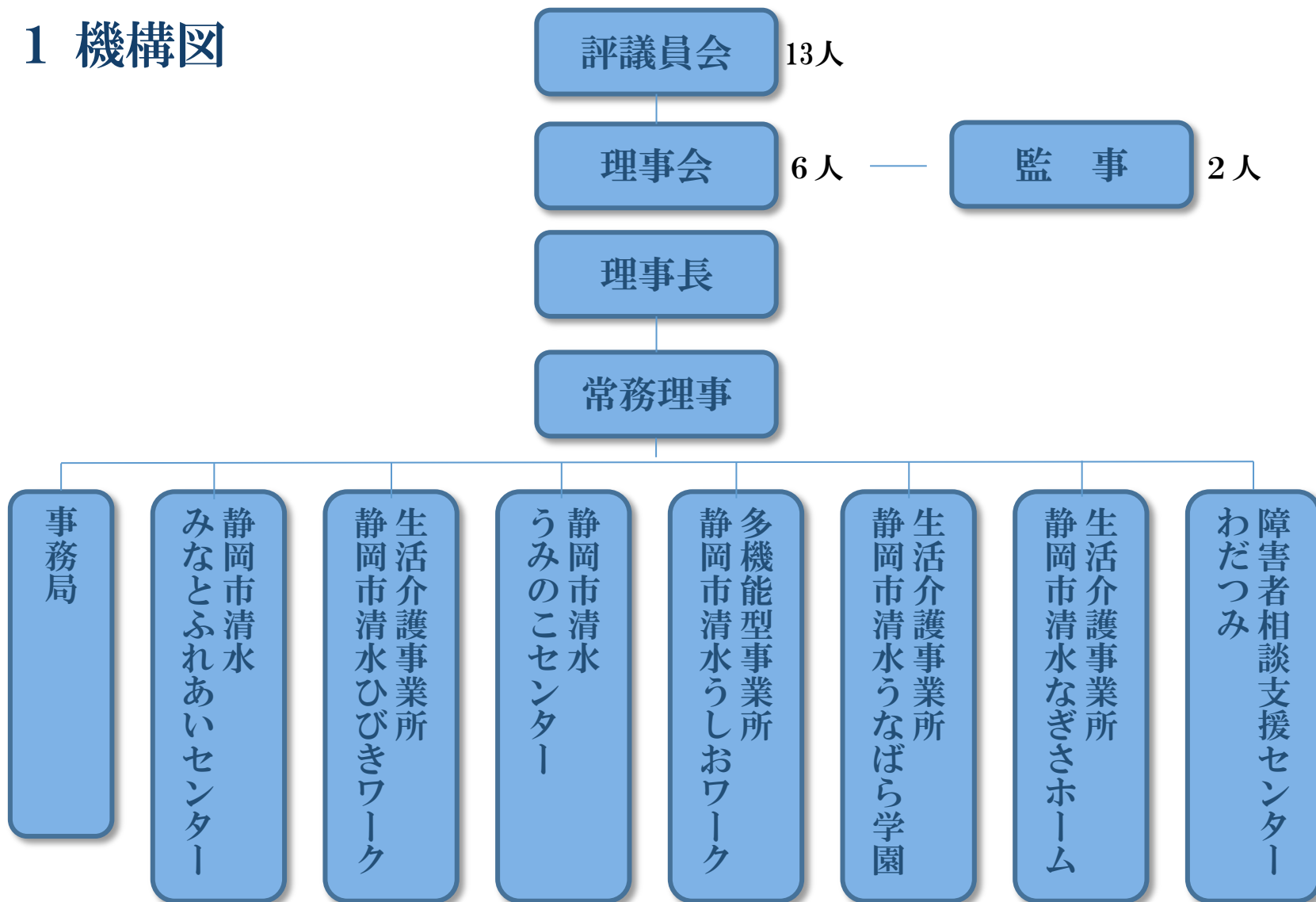
第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 制度・運営等

事業所の所在	静岡県清水区内(全施設)	
法令に基づく事業運営ほか	社会福祉法第2条第2項第4号の2の障害者総合支援法に規定する <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 同項第5号に規定する <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉センター事業 その他、公益事業として <ul style="list-style-type: none"> ・母子療育訓練センターの運営 	
理事会 評議員会	事業団の意思決定機関 (民主的な運営と透明性の確保)	
定款 規程 要綱	定款	
	規程 (25)	理事会運営規程・組織規程・事務専決規程・文書取扱規程・職員就業規程・職員給与規程・財務規程・個人情報保護規程ほか
	要綱 (27)	苦情解決処理要綱・職員提案制度要綱ほか

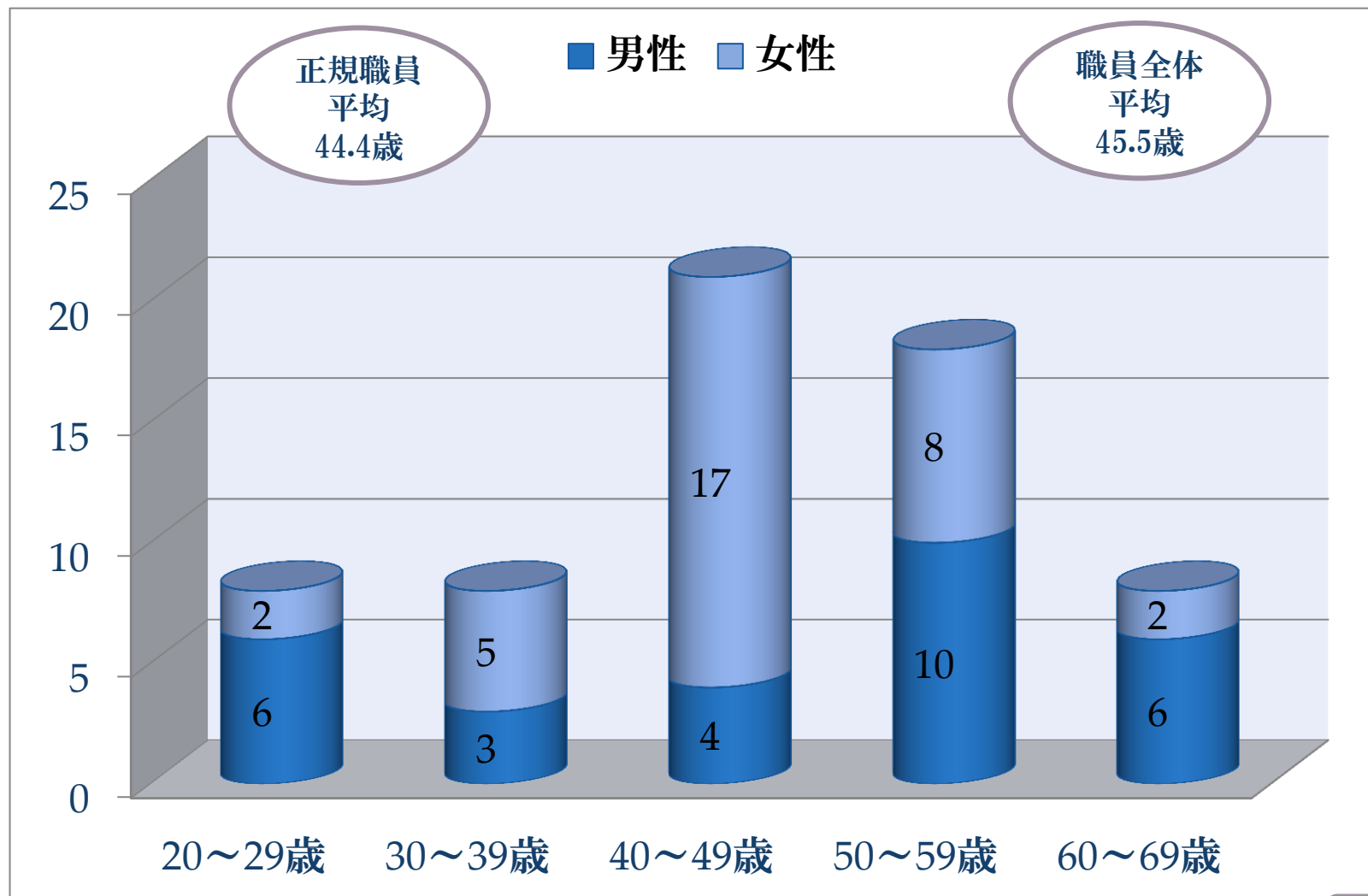
IV 組織の概要

1 機構図



2 職員構成及び平均年齢

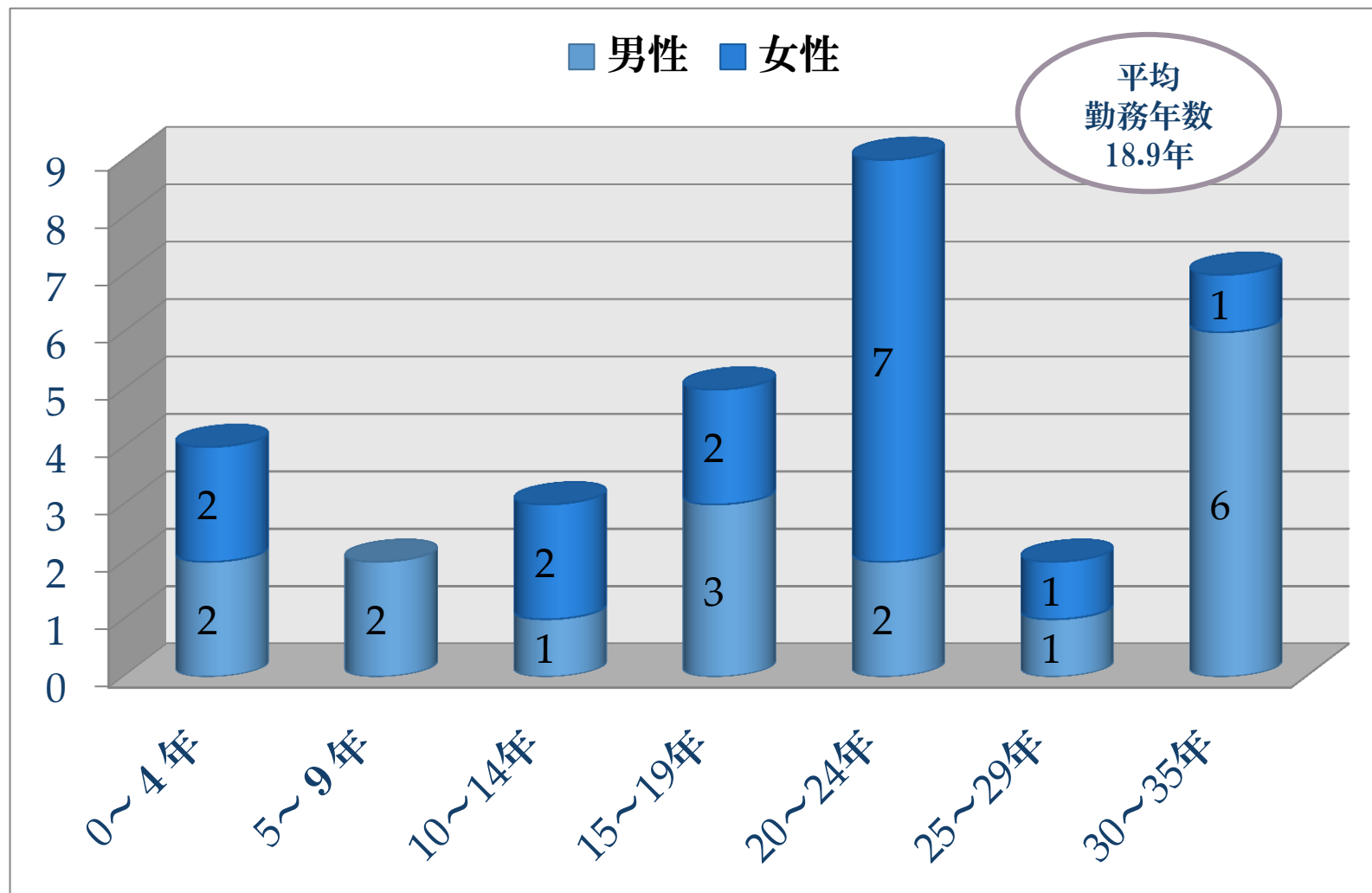
平成25年7月1日現在



3 正規職員勤務年数

※市OB職員 3名は除く

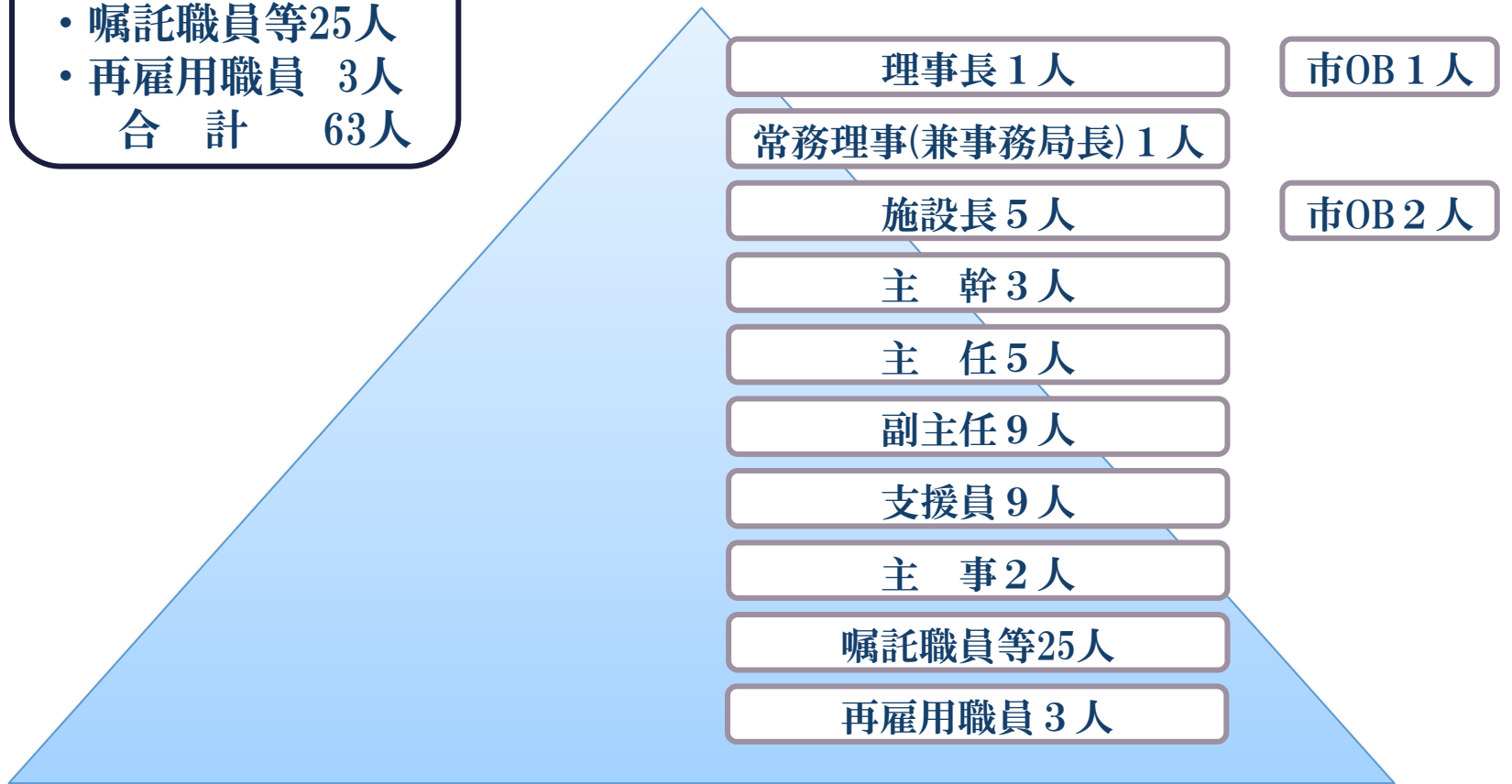
平成25年4月1日現在



4 職位構成

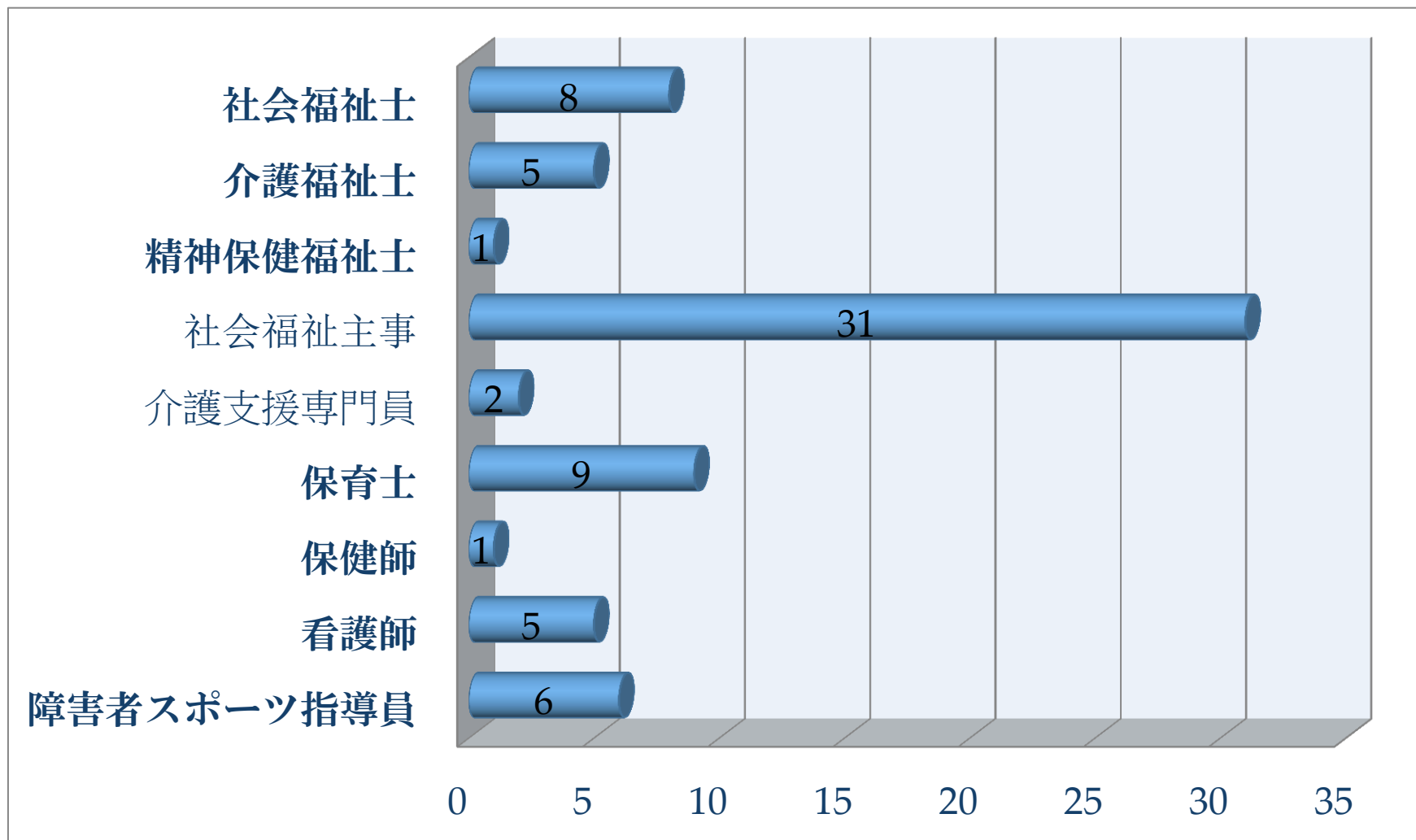
職員数(25.7.1現在)

- 正規職員 35人
 - 嘱託職員等25人
 - 再雇用職員 3人
- 合計 63人



5 有資格者数

(※複数の資格を有する職員がいることから全体職員数とは合致しない)



V 事業概要及び役割

1 事業概要

事業所名(施設名)	種別及び定員	概要
静岡市清水 みなとふれあいセンター	身体障害者福祉 センターB型	身体障害者福祉法に基づく各種相談、創作的活動、機能訓練事業等の実施、社会との交流の促進及び関係団体に対する便宜供与等
静岡市清水ひびきワーク	生活介護事業 定員20名	主に身体障害者を対象に、利用者の生活支援のための創作的活動及び生産活動等
静岡市清水らみのこセンター	母子療育 訓練センター	就学前の発達に心配のある子どもと保護者を対象に療育相談や指導、母親指導等
静岡市清水うしおワーク	多機能型事業 定員50名	就労継続支援B型事業(定員20名) 主に知的障害者を対象に、利用者の社会自立を図るため生産活動等
		生活介護事業(定員30名) 主に知的障害者を対象に、利用者の社会自立を図るための創作的活動及び生産活動等
静岡市清水うなばら学園	生活介護事業 定員60名	主に知的障害者を対象に、利用者の生活支援のための創作的活動及び生産活動等
静岡市清水なぎさホーム	生活介護事業 定員20名	主に重度重複障害者を対象に、利用者の生活支援のための創作的活動等
障害者相談支援センターわだつみ	相談支援事業	障害のある方の相談業務

静岡市清水みなとふれあいセンター (身体障害者福祉センターB型)

○概要

身体障害者福祉法に基づく各種相談、創作的活動、機能訓練事業等の実施、社会との交流の促進及び関係団体に対する便宜供与等を行っています。

創作的活動



機能訓練事業(水泳・グラウンドゴルフ)



スポーツフェスティバル



ふくしのまつり



手話講習会



静岡市清水ひびきワーク (生活介護事業・定員20名)

○概要

主に身体障害者を対象に、生活支援のための生産活動及び創作的活動等を行っています。

生産活動



スポーツフェスティバル



選択活動(登呂遺跡)



静岡市清水らみのこセンター (母子療育訓練センター)

○概要

就学前の発達に心配のある子どもと保護者を対象に療育相談や指導、母親指導等を行っています。



静岡市清水うしおワーク (多機能型事業・定員50名)

○概要

主に知的障害者を対象に、生産活動を主体とした就労継続支援B型(定員20名)と生産活動及び創作的活動を主体とした生活介護事業(定員30名)を行っています。

生産活動



土曜活動



オレンジマラソン大会



静岡市清水うなばら学園 (生活介護事業・定員60名)

○概要

主に知的障害者を対象に、利用者の生活支援のための創作的活動及び生産活動等を行っています。

日常生活支援



中部地区交流スポーツ大会



生産活動(缶潰し)



季節行事(夏祭り)



宿泊活動



静岡市清水なぎさホーム (生活介護事業・定員20名)

○概要

主に重度重複障害者を対象に、利用者の生活支援のための創作的活動等を行っています。

体育活動



選択活動(外出)



送迎サービス



障害者相談支援センターわだつみ (相談支援事業)

○概要

障害のある方の相談業務等を行っています。

相談業務研修会



2 事業団の役割(1)

項目	内容等					
重度障害者の受入れ	<p>民間事業所では受入れが困難な重度の障害者(他害や多動等の問題行動や吸引、経管栄養等の医学的ケアが必要な方)を積極的に受け入れている。(平成24年度末現在)</p>					
	施設名	利用定員	契約者数	療育手帳A 身障手帳1・2級 所持者再掲	比率	平均障害 程度区分
	ひびきワーク	20名	19人	13人	68.4%	3.9
	うしおワーク 就労継続支援B型	20名	22人	6人	27.3%	0.6
	うしおワーク 生活介護	30名	29人	26人	89.7%	3.6
	うなばら学園	60名	58人	55人	94.8%	4.5
	なぎさホーム	20名	13人	12人	92.8%	5.9
関係機関との連携	<p>静岡市清水うみのこセンターは、受入れについて特に定員を設けておらず、年間を通して多くの市民が利用できる体制を整えている。併せて、地域の関係機関(保健センター・保育園・幼稚園・医療機関・行政等)と連携した支援を行い、一貫性のあるサポート体制を構築している。</p>					
市との連携	<p>静岡市が策定した「障がい者計画」に基づく、奉仕員養成研修事業(手話・点字・要約筆記者)、障害者スポーツ教室、スポーツ大会の実施に協力している。</p>					

2 事業団の役割(2)

項目	内容等		
人的・物的資源の提供及び協力等	利用者	清水区内の居住者が主であるが、葵区・駿河区在住者も積極的に受け入れている。(平成24年度末・11人)	
	研修等受入れ	小学生	福祉体験事業の場として(みなとふれあい福祉学級)
		中・高・大学生	体験実習の場として
		一般市民	生きがい対策、ボランティア活動の場として
	講師派遣	近隣小・中学校等への障害者スポーツ体験等の講師として職員の派遣 駒越地区S型デイサービス事業への指導員派遣 車椅子介護・ガイドヘルパー等への介護技術の提供	
	施設開放	駒越地区敬老の集い開催に伴う多目的ホールの開放 地域レクリエーション事業開催に伴う運動広場の開放	
	福祉バス	スポーツフェスティバル等の福祉バス運行協力	
大会等	静岡市内の障害者が参加するスポーツ大会、グラウンドゴルフ大会等への運営協力		
地域貢献	古紙回収	生活介護事業所、就労継続B型事業の生産活動の一環として、古紙の戸別回収を行い、地域(特に高齢者世帯)に貢献している。	
	地域還元	地区祭りに参加し、そこで得た収益金を地域に還元している。	
災害時の対応	大規模災害に備え、食料・保存水(200人分・7日程度)の他、発電機(2台)、寝袋(100個)、簡易トイレ、ハロゲンライト(2基)他を備蓄している。		

○研修等の受入れ

みなとふれあい福祉学級の開催

○施設開放

敬老の集い

みんなでレクリエーション



○大会等

障害者スポーツフェスティバル

静岡市身体障害者スポーツ大会

ライオンズクラブ杯グラウンドゴルフ大会



○地域貢献、地域交流

駒越まつり出店・地域清掃(忠霊塔公園)・新春もちつき大会



VI 課題と今後の方針(1)

課題 1 建物及び設備の老朽化に伴う施設改修

築30年が経過し、建物及び設備の老朽化が著しい。

また、その他の施設も老朽化が進んでいる。

利用者の安全確保をするために、修繕及び整備が必要な箇所については、市と協議のうえ順次対応している。

今後の方針

- 事業を継続して実施するためには、建て替えを含め大規模改修が必要であることから、施設整備の方針を検討する必要がある。

VI 課題と今後の方針(2)

課題2 新たな事業への取組み

利用者、家族の高齢化が進展していることから、家族の負担軽減のための新たな事業への取組みと、障害児の療育相談の件数が増加するなか、相談支援の充実を求める声が寄せられている。

今後の方針

下記の事業取組みや施設設置について検討を要す。

- ① 緊急時の受入れ先としてのグループホームやショートステイ事業の取組み
- ② 現在は使用していない母子短期保護所の利活用策として、在宅障害者向けの体験型宿泊訓練事業の取組み
- ③ なぎさホームへの入浴設備の設置
- ④ 障がいのある子や気になる子のための通園施設の併設

最後に、

当事業団は、昨年度、今後5年間の第1期とする「経営計画」を策定した。

本年度から、この計画に基づく事業運営を行い、事業団の基本理念である「利用者主体」「健全な運営」「地域貢献」の実現に取り組んでいる。



[事業団基本理念]

利用者主体

利用者個人を尊重し、QOLの向上を図り、
利用者の自立を目指す

健全な運営

効果的、効率的、透明性のある
運営に当たる

地域貢献

地域に喜ばれ、愛され、常に地域に密着した
サービスを展開する

当事業団はこれまでも静岡市における「地域福祉の推進」の一翼を担ってきた。今後も引き続き、地域社会のニーズに沿った、公益性の高い事業を展開し、当事業団が静岡市の目指す「健康福祉のまち」の実現にとって不可欠な存在になるよう、そしてまた、他の社会福祉法人の模範となるよう、一層の努力をしていく。

ご清聴、ありがとうございました